

先輩の

キャリアパス 紹介

行政 国スポ・障スポ局 総務企画課

山田 副参事

平成8年度採用



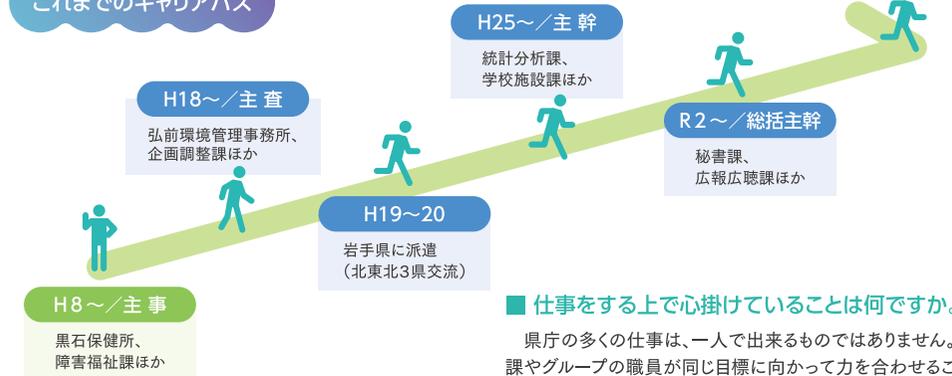
青森県職員を目指す方へのメッセージ

県職員一人ができることは小さなことが多いかもしれませんが、一つひとつの仕事が確実に青森県とそこに住む方々のためになることに繋がります。青森県の未来のために働きたいと考えている方をお待ちしています。

R7~/副参事

総務企画課

これまでのキャリアパス



■ 仕事をする上で心掛けていることは何ですか。

県庁の多くの仕事は、一人で出来るものではありません。課やグループの職員が同じ目標に向かって力を合わせることで、事業や取組を進めていくことができます。このため、一緒に働く職員と、時には関係する事業者や住民の方々とも助け合いながら、協調性を持って仕事をするを常に心掛けています。

■ 様々な業務や役割を経験されたと思いますが、成長を感じたのはどのようなタイミングですか？

初めてグループマネージャーとなった時には、一担当者とは違った苦労も多くありましたが、グループをまとめ、それぞれのグループ員が担当する業務と一緒に取り組み、それが成果に繋がることで、一味違った充実感がありました。

■ 現在のお仕事と、これまでどんな業務を経験されてきたのか教えてください。

医療、障がい者福祉、廃棄物処理、政策調整、広報、教育など、様々な部局で幅広い業務を経験してきました。

現在は、令和8年に本県で開催される国スポ・障スポに向け、広報や気運醸成などの業務を担当するグループのマネージャーとして、半世紀に一度のスポーツの祭典を盛り上げるべく日々奮闘しています。

先輩の

キャリアパス 紹介

行政 総合政策部 統計分析課

谷地 主幹

平成14年度採用



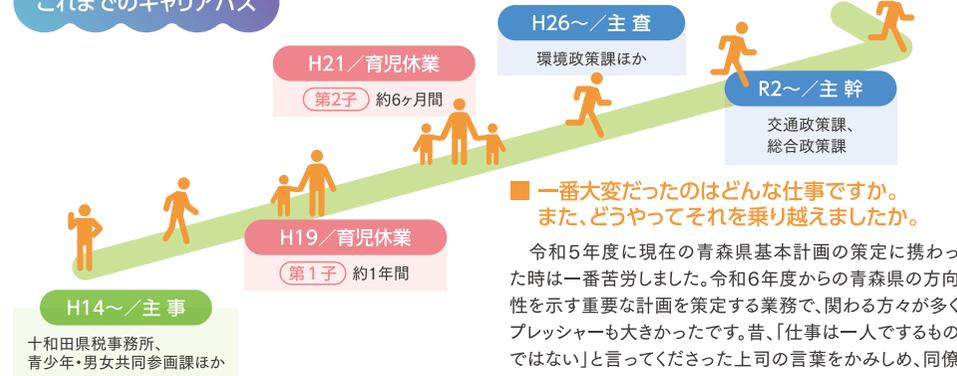
青森県職員を目指す方へのメッセージ

県庁の仕事は、青森県民の皆様現在の現在を支え、未来を創ることに貢献できる非常にやりがいのある仕事です。「青森を良い方向に変えていこう」という熱い思いを持ち、色々な方と協力しながら前向きにチャレンジする意欲のある方をお待ちしています。

R7~/

統計分析課

これまでのキャリアパス



■ 一番大変だったのはどんな仕事ですか。また、どうやってそれを乗り越えましたか。

令和5年度に現在の青森県基本計画の策定に携わった時は一番苦労しました。令和6年度からの青森県の方向性を示す重要な計画を策定する業務で、関わる方が多く、プレッシャーも大きかったです。昔、「仕事は一人でするものではない」と言ってくださった上司の言葉をかみしめ、同僚とフォローし合いながら、上司にも助けていただき、乗り越えることができました。

■ 仕事と家庭の両立で大変なことは何ですか。また、どうやってそれを乗り越えましたか。

こどもが小さく病気がちだった頃は、突発的に休んだり、早退しなければならないこともあり、思うように仕事ができないことに葛藤を感じていましたが、看護休暇などの制度をうまく活用して乗り越えました。家族や上司・同僚に両立について理解や協力をいただけたことも大きかったです。また、当時の経験のおかげで、スケジュールやタスク管理のやり方が身についたと思っています。

■ 現在のお仕事と、これまでどんな業務を経験されてきたのか教えてください。

現在は、日本で最も重要な統計調査である「国勢調査」の担当をしています。人口や世帯に関する細かい数字のチェックはもちろんのこと、調査が正確かつ円滑に進むよう、国や市町村と調整し、調査の進行管理を行っています。

これまででは、環境行政や青少年行政、県内の航空路線の維持・拡大や青森県基本計画の推進など、様々な業務に携わってきました。

育児休業を 活用した職員



行政 交通・地域社会部 地域交通・連携課
遠藤 主査
平成24年度採用

利用した 子育て支援制度

- 配偶者出産休暇 (令和7年3月)
- 育児参加休暇 (令和7年3月)
- 子の看護休暇 (令和7年7月)
- 早出遅出勤務制度 (令和7年7月～)
- 育児休業 (令和7年3月～6月)

● 育児休業をしてみたの感想等

青森県庁では、男性職員の育児休業取得を促進していることもあり、妻と相談して約3か月間の休業を取得することに決めました。休業中は、育児に苦戦する一方、日々すくすく成長していくこともと過ごす時間は、何にも代えがたい時間でした。
職場復帰後も少しでも子どもと過ごす時間を確保しようと、積極的に育児にかかわるよう努めています。

● 仕事と家庭の両立で 心がけていることは何ですか？

職場にいる時間は、妻が一人で家事、育児をしているため、妻の負担が大きくなりがちです。そのため、可能な限り速やかに業務を終え、帰宅することを心がけています。
帰宅後は妻と交代して家事、育児を行い、妻がリフレッシュできる時間を確保できるようにしています。

勤務条件と待遇

勤務時間

8:30~17:15 (休憩時間 12:00~13:00)

※ 時差出勤や育児・介護を行う職員の早出遅出勤務制度があります。
(交替制勤務などの職員を除きます。)

週休日・祝日

毎週土・日曜日、祝日、年末年始 (勤務場所で異なる場合あり)

休暇

年次休暇 ※ 繰越制度あり (1年に20日 / 採用1年目は15日)

夏季休暇、結婚休暇、ボランティア休暇、服忌休暇、健康管理休暇、介護休暇など (その他、出産・子育てをサポートする制度あり)

初任給

(令和8年4月採用の場合)

大学卒業程度 237,600円

高校卒業程度 206,700円

- 職務・経験により、金額が異なる場合があります。
- 昇給は原則毎年1回行われます。

各種手当

- 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当などの諸手当が各要件に応じて支給されます。
- ボーナス(期末・勤勉手当)は、6月・12月の年2回支給されます。

人事異動・昇任

知事部局では、採用直後は幅広い能力開発・自己の適性が発見できるよう、管理部門と事業部門、本庁と出先機関など、様々な職務に配属され、その後は、経験・適性・本人の意欲などを重視した人事異動が行われます。

異動にあたっては、「自己申告制度」による年1回の異動希望調査が実施されています。
また、採用されると、「主事」又は「技師」となり、その後の昇任は勤務成績などを考慮して行われます。



ワーク・ライフ・バランスの推進

令和6年度

育児休業取得率
(女性) **97.8%** (男性) **74.1%**

男性の配偶者出産休暇取得率
94.8%

※教育庁・警察本部・病院局を除く

出産・子育てをサポートする制度

制度	給与	内容・利用期間等
産前・産後休暇	有休	産前8週間(多胎妊娠は14週間)から産後8週間まで
配偶者出産休暇	有休	3日以内。1日・半日又は1時間単位
育児参加休暇	有休	新たに生まれた子又は小学校就学前の子の養育5日以内。1日・半日又は1時間単位
育児休暇	有休	子が1歳6ヶ月に達するまで。1日2回各60分以内又は1日1回2時間以内
子の看護等休暇	有休	子が義務教育を終了するまで。1年に5日(子が2人以上の場合は10日)以内
育児休業	無給	子が3歳に達するまで ※ 子が1歳に達するまでは地方公務員共済組合から育児休業手当金が支給されます。
部分休業	減額	子が小学校就学の始期に達するまで。1日2時間以内又は年間10日以内

柔軟な働き方をサポートする制度

制度	内容・利用期間等	対象職員
時差出勤	始業・終業の時刻について、通常の時刻(午前8時30分～午後5時15分)から繰り上げて又は繰り下げて勤務することが可能です。 例1：始業・終業の時刻を繰り上げる場合(最も早い区分) 午前7時30分～午後4時15分 例2：始業・終業の時刻を繰り下げる場合(最も遅い区分) 午前10時～午後6時45分	全職員 (業務等により対象と ならない職員もいます。)
休憩時間の短縮	通常午後0時から午後1時までの休憩時間を、午後0時から午後0時45分までとし、終業の時刻を15分繰り上げることが可能です。	育児・介護・通勤等に関する特別な事情がある職員
在宅勤務	公務の運営に支障がない場合、週4日、かつ、月10日を限度に、職員の自宅等で勤務をすることが可能です。	全職員
フレックスタイム制	公務の運営に支障がない場合、かつ、一定の条件の下で、職員自身の希望に応じ、勤務時間が週平均38時間45分となるように、始業・終業の時刻、1日の勤務時間数を定めることや、週休3日とすることが可能です。	育児・介護中の職員 (業務等により対象と ならない職員もいます。)
県庁A-biz	式典等出席を除き、1年を通じて、ノーネクタイ・上着を着用しないなどの軽装のスタイルで勤務することが可能です。	全職員